計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第380号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成29年２月３日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成28年12月25日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録の事業に係る計量器の校正等の事業の範囲
0154	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター 東京都品川区八潮五丁目７番２号	一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター　松戸試験所 千葉県松戸市高塚新田五八〇番地二号	時間	全部失効

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第19号

東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理審議会委員について、委員となることを承諾した者は下記のとおりであるので、東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業施行規程（平成28年10月５日国土交通省告示第1115号）第９条第１項の規定に基づき、公告する。

平成29年２月３日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

記

１　宅地の所有者で委員となることを承諾した者
氏名　国土交通省

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条の規定により、次の免許状は取上げ処分とした。

平成29年２月３日　　福岡県教育委員会

１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、取上げ処分年月日

⑴　小学校教諭一種免許状、平18小一第105号、千葉県教育委員会、平成19年２月１日、福岡県、中園　三平、平成29年１月20日

⑵　養護学校教諭一種免許状、平18養学一第13号、千葉県教育委員会、平成19年２月１日、福岡県、中園　三平、平成29年１月20日

２．取上げ処分事由　教育職員免許法第11条第２項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳～70歳位までの男性、丸顔、白髪坊主頭、身長168cm、中肉、右腹部に直線約3.5cmの手術痕、左腹部に直線約5.7cmの手術痕、着衣は黒色長袖シャツ、黒色長袖Ｔシャツ、黒色スウェット様スラックス、黒色ズボン、青色ハーフパンツ、黒色トランクス、黒色靴下、膝用サポーター

上記の者は、平成28年11月15日午後１時55分、鹿嶋市大字大船津の船溜まりにおいて、溺死体で発見されたもので、死亡日は、平成28年10月下旬以降と推定される。遺体は火葬に付し、遺骨は市営豊郷霊苑に保管してあります。心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。

平成29年２月３日

茨城県　　鹿嶋市長　錦織　孝一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性

上記の者は、三郷市上彦名７番地１西側中川河川内にて脊柱、両上腕骨、両大腿骨のみ残存した状態で死亡しているのを、平成28年10月９日午後４時56分に発見されました。推定の死亡日は推定で平成28年中です。

なお、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあるので、心当たりの方は、当市福祉部生活ふくし課支援１係までお申し出下さい。

平成29年２月３日

埼玉県　　三郷市長　木津　雅晟

行旅死亡人

本籍・氏名・年齢不詳、年齢45歳～55歳位、身長162cm、体格やせ形

上記の者は、居住していた施設（千葉市花見川区宮野木台１―24―20　ふるさと花見川）から救急搬送され、平成28年９月６日午後０時21分頃に千葉市美浜区磯辺３丁目32番１号の千葉県救急医療センター内において、死亡が確認されたものである。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨を保管してあります。お心当たりの方は、千葉市花見川保健福祉センター社会援護課保護第四班まで申し出てください。

平成29年２月３日

千葉県　　千葉市長　熊谷　俊人

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～60歳位の男性、身長179cm、着衣ジージャン、ジーパン、スニーカー、所持品現金４円

上記の者は、平成28年10月30日、岐阜県大垣市高屋町１丁目の雑居ビル内で発見された。ミイラ化し一部白骨化、死亡推定日時は平成28年１月頃。身元不明のため火葬に付し遺骨は保管してあります。心当たりの方は当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成29年２月３日

岐阜県　　大垣市長　小川　　敏

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成29年２月３日

富山県知事　石井　隆一

記

農事組合法人大崎野酪農
　富山県滑川市大崎野323番地
農事組合法人富南公社牧場利用組合
　富山県富山市月岡新191の１番地
農事組合法人福光養豚組合
　富山県南砺市香城寺780番地
農事組合法人新川畜産組合
　富山県中新川郡立山町若宮８番地
農事組合法人高岡市戸出西部養鶏生産組合
　富山県高岡市醍醐336番地
農事組合法人高岡市西広谷養鶏生産組合
　富山県高岡市西広谷鎌峯125番地の１
農事組合法人新川家畜糞尿処理利用組合
　富山県中新川郡立山町若宮1695番地
住吉農事組合法人
　富山県富山市住吉418番地
農事組合法人小谷山菜加工生産組合
　富山県南砺市下出673番地
農事組合法人三尾竹細工生産組合
　富山県氷見市三尾622番地
農事組合法人栗原たけのこ生産組合
　富山県氷見市栗原845番地
農事組合法人永代野葉たばこ生産組合
　富山県中新川郡上市町野島53番地
農事組合法人牧やまびこ椎茸組合
　富山県富山市牧789番地
農事組合法人論田営農組合
　富山県小矢部市論田343番地
農事組合法人安居農林組合
　富山県南砺市安居206番地
農事組合法人若栗開拓組合
　富山県黒部市下垣内348番地
農事組合法人北豆谷養蚕組合
　富山県南砺市利賀村北豆谷162番地
農事組合法人小谷養蚕組合
　富山県南砺市入谷656番地
農事組合法人若土組合
　富山県富山市山田若土1605番地
農事組合法人久目新農村振興組合
　富山県氷見市触坂10の５番地